

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年7月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200056 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300012 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の請求に係る事業所（A社の各現場出張所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（子）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 33 年生
住 所：

2 被保険者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 6 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 23 年 6 月 1 日から昭和 31 年 3 月 31 日まで

私の父は、父の兄に誘われてA社に入社し、約8年間、同社の現場で「B職」として働き、主な仕事は、Cや保守点検であった。

また、父の兄はグループのリーダー的存在であり、同郷の3名も父と同様に父の兄に誘われて入社しているが、父は、父の兄及び同郷の3名と同様にA社の本雇いで、同郷の3名と同じ立場で仕事をしていた。

父の兄及び同郷の3名は、A社で働いた期間の年金をもらっているとのことである。

当時の給与明細書は提出できていないが、それを上回る価値がある証拠として、昭和 26 年 7 月 12 日から同年 9 月 21 日までの期間にD社における厚生年金保険の加入記録がある。

D社は、A社とは別会社であるにしても、父は、A社の指示によりD社で働き、その後にA社に戻っており、D社ではA社と同じ待遇であったと思うし、D社とA社との取決めにより父の厚生年金保険料が支払われていた。

父は、請求期間において厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 前提及び経過

- (1) 本件訂正請求は、請求者の父親（以下「訂正請求記録の対象者」という。）の厚生年金保険原簿について、訂正を請求するものである。
- (2) 訂正請求記録の対象者は、自らの厚生年金保険被保険者記録に係る訂正請求（以下「本人請求」という。）を平成29年3月13日付けで行い、平成30年1月26日付けで訂正を認めないとするE厚生局長の決定が通知されている。
- (3) 訂正請求記録の対象者は、平成30年7月17日に本人請求に対する不訂正決定の処分の取消しを求める訴訟を提起し、F地方裁判所は、令和3年6月30日の判決において請求を棄却し、G高等裁判所は、令和4年1月26日の判決において控訴を棄却、その後判決が確定している。

2 本人請求における判断の理由について

本人請求においては、請求期間を、①昭和23年6月1日から昭和24年5月1日まで、②同年5月1日から同年8月1日まで、③同年8月1日から同年10月1日まで、④同年10月1日から昭和25年1月1日まで、⑤同年1月1日から昭和26年3月1日まで、⑥同年3月1日から同年7月1日まで、⑦同年9月21日から昭和28年11月1日まで、⑧昭和29年1月1日から昭和31年4月1日までとし、各請求期間において勤務していたとするA社の事業所（以下「対象事業所」という。）を、①の期間についてはH出張所、②の期間についてはI出張所、③の期間についてはJ出張所、④の期間についてはK出張所、⑤の期間についてはL出張所、⑥及び⑦の期間についてはM出張所、⑧の期間についてはN出張所としており、A社の指示で対象事業所の現場を移動して、Cなどの仕事をしていたので、各請求期間は厚生年金保険の記録とするべきであるとしていた。

本人請求について、E厚生局長が訂正を認めないとした主な判断の理由は、以下のとおりである。

(1) 適用事業所要件について

①の期間に係る対象事業所であるH出張所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、②から⑧までの期間に係る対象事業所については、各対象事業所の請求期間において適用事業所であったことが確認できない。

(2) 被保険者資格要件について

訂正請求記録の対象者がA社で一緒に勤務したとする同郷の同僚3名の回答及び陳述並びに訂正請求記録の対象者が提出した当該同僚の日誌及び集合写真によると、訂正請求記録の対象者がA社のいずれかの出張所において就労していたことは推認できるものの、各対象事業所において訂正請求記録の対象者が就労していた時期は特定できず、各対象事業所における訂正請求記録の対象者の勤務実態をうかがえる陳述又は関連資料を得ることはできない。

(3) 保険料控除要件について

訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は、請求期間当時の資料は保管していないため、訂正請求記録の対象者の勤務状況及び保険料控除については確認できない旨を回答している上、訂正請求記録の対象者及び同僚等の陳述内容によっても、訂正請求記録の対象者が各請求期間において事業主により給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

(4) 被保険者資格の取得又は喪失の届出について

H出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらず、A社本社に係る被保険者名簿上も、各請求期間において、訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない。

3 本件訂正請求について

本件訂正請求の請求期間は、本人請求における全ての請求期間を含んでおり、請求の趣旨は本人請求と同じである。

また、本件訂正請求に添えて提出された資料は、本人請求において提出されたものの一部であって、本人請求の後に得られた新たな事情又は資料はない。

さらに、請求者は、「訂正請求記録の対象者がA社に入社後、Hにある現場に行ったことは確かであるが、その後の現場については、記憶があいまい。A社で働き続けたことは確かであって、それがどの現場で、どの期間そこにいたかは詳細不明である。」としている。

したがって、本件訂正請求の請求内容及び提出資料のほか、本人請求において提出された資料及び調査により得られた事情等を踏まえて、請求期間について検討すると、以下のとおりである。

(1) 適用事業所要件について

請求者は、A社の各工事現場に設置された事業所は、仕事内容、人数からして適用事業所の要件を十分に満たしていた旨を主張している。

また、請求者は「訂正請求記録の対象者がA社に入社後、Hにある現場に行ったことは確かであるが、その後の現場については、記憶があいまい。」として、請求期間において勤務した事業所を特定していない。

オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより全国のA社の事業所を検索した結果、本件訂正請求の請求期間においては、本社を含む11事業所について適用事業所であった期間が確認でき、本人請求における対象事業所のうち、H出張所、J出張所及びL出張所の3事業所については適用事業所であったことが確認できた。

しかしながら、本人請求における対象事業所のうち、I出張所、K出張所、M出張所及びN出張所については、適用事業所として記録されていた事実が確認で

きず、適用事業所としての要件を備えていたか否かについては、これらの事業所の当時の実態が分からないため明らかではない。

(2) 被保険者資格要件について

請求者が提出した訂正請求記録の対象者の同郷の同僚が書いた書面によると、当該同僚は、A社のH出張所、I出張所、J出張所、M出張所及びN出張所については、「訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた。」としている。

また、請求者が提出した写真については、Mにおいて撮影されたもので、訂正請求記録の対象者と同郷の同僚2名が含まれているとしている。

これらによると、H出張所、I出張所、J出張所、M出張所及びN出張所については、訂正請求記録の対象者が勤務した期間があることがうかがえる。

しかしながら、A社の担当者の陳述によると、同社の現地採用者には、6か月、1年などの工期の始期から終期までの雇用契約の者がいる一方で、期間を2、3か月に限定した雇用契約の者又はB職で現場の移動を繰り返す者がいたことがうかがえる。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者への照会に対する回答によっても、訂正請求記録の対象者の同社の現場における勤務時間、勤務日数、給与等の勤務実態及び勤務していた期間は明らかではない。

さらに、請求者は、請求期間において訂正請求記録の対象者がA社において「本雇い」又は「常雇い」であったと主張しているが、本雇い又は常雇いがどのような勤務実態であったか明らかではない上、同社は、請求期間に係る従業員の勤務期間等の裏付けとなるような資料は残っていない旨を回答しており、訂正請求記録の対象者の勤務実態や雇用期間等の契約内容は分からない。

したがって、適用事業所記録の有無にかかわらず、訂正請求記録の対象者がA社の事業所において、常用的雇用関係が認められる勤務実態により継続して勤務していたことを確認することはできない。

(3) 保険料控除要件について

請求者は、当時の給与明細書は提出できないが、それを上回る価値がある証拠として、A社の指示で働いた昭和26年7月12日から同年9月21日までの期間にD社における厚生年金保険の加入記録があり、当該記録が存在することから、これがA社の工事現場の一つであり、同社としての厚生年金保険の加入をうかがわせるもので、訂正請求記録の対象者は、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨を主張している。

しかしながら、上記厚生年金保険の加入記録は、訂正請求記録の対象者が、当該期間に、D社に勤務していた事実を示しているものであって、A社に勤務していたことをうかがわせるものとはいえず、請求期間に係る厚生年金保険料が同社により給与から控除されていたことをうかがわせる事情とはいえない。

また、請求者は、「D社とA社との取決めにより、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料は支払われていた。」と主張しているが、D社を承継したO社は、

D社の人事記録や当時の事業所とA社との関係を確認できる資料等も残っていないため、訂正請求記録の対象者との雇用関係、勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は確認できない旨を回答しており、D社とA社との間に請求者が主張する取決めがあったことは確認できない。

ほかに請求期間について、厚生年金保険料の控除を直接確認できるような資料はなく、請求期間においてA社の被保険者であった者への照会によっても、当時の保険料控除をうかがわせる事情を得ることはできず、雇用保険の加入記録などの保険料控除が推認できる周辺事情も見当たらない。

- (4) 請求期間に係る訂正請求記録の対象者の被保険者資格に関して、事業主が厚生年金保険の被保険者資格の取得等の届出及び保険料納付を行ったか否かについては、資料がなく明らかではない。

また、昭和48年11月21日付けの訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者証再交付申請書の「最初に厚生年金保険の資格を取得した事業所」欄には、昭和39年12月1日に資格取得した事業所の名称が記載されており、同時期に作成されたことがうかがえる労働者名簿の「学歴、職歴」欄には、A社が記載されていないことによると、当時、訂正請求記録の対象者は、請求期間について厚生年金保険の加入記録がないことを認識していた可能性もある。

なお、本件訂正請求の請求期間における全国のA社の適用事業所について被保険者名簿を確認したが、訂正請求記録の対象者の被保険者記録は確認できない。

- 4 以上により、本件訂正請求の請求期間において、訂正請求記録の対象者の被保険者記録の訂正を認めることはできない。